

札幌市監査委員	谷本雄司
同	橋本昭夫
同	湊谷隆
同	本郷俊史

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査(事務監査)

市民まちづくり局	市民生活部
清田区	保健福祉部
南区	市民部
	保健福祉部
西区	市民部
	保健福祉部
手稲区	市民部
	保健福祉部

2 定期監査(工事監査)

総務局	行政部
環境局	環境事業部
建設局	管理部

3 出資団体等監査

財団法人	札幌市中小企業共済センター
財団法人	札幌産業流通振興協会
財団法人	札幌市下水道資源公社
	札幌丘珠空港ビル株式会社
財団法人	札幌市在宅福祉サービス協会
財団法人	札幌市防災協会
財団法人	パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会
	パーク24株式会社
財団法人	札幌市職員福利厚生会
社会福祉法人	常徳会
社会福祉法人	発寒子ども園
株式会社	北海道フットボールクラブ
社団法人	札幌市私立保育所連合会

平成20年度出資団体監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌市中小企業共済センター

監査の種別 出資団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、市内中小企業の従業員等を対象とする退職金共済事業及び福利共済に関する事業を行うことを目的として、昭和50年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額5,000万円のうち、3,000万円（出資比率60.0%）を出資し、現在に至っている。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、監査対象となった事務については、特に指摘する事項はみられなかった。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、特に指摘する事項はみられなかった。

2 現金出納及びその他の事務

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘する事項はみられなかった。

(参 考)

財団法人 札幌市中小企業共済センターの概要

この法人の主な事業は、札幌市内の中小企業従業員及び事業主を会員とし、その会員に対して、退職一時金又は退職年金を給付する「退職金共済事業」と慶弔金等給付事業、レクリエーション等の厚生事業、文化厚生資金等の金融（融資あつせん）事業などを行う「福利共済事業」である。

過去3年間の事業実績は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 企業数及び会員数

(単位 企業：社、会員：人)

項 目	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	企 業 数		10,157	9,922
会 員 数		77,703	77,787	77,355

(注) 企業数、会員数は各年度末現在の数である。

第2表 共 済 事 業

(単位 件、千円)

項 目	年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
退職金共済事業		10,291	4,084,491	10,847	4,985,680	10,351	4,729,227
福 利 共 済 事 業	給付事業	18,435	256,655	19,170	266,520	19,251	268,620
	厚生事業	339,460	159,376	337,381	164,977	379,461	177,027
	金 融 (融資あつ せん)事業	63	43,110	71	50,110	90	77,420

(注) 厚生事業の件数は参加人数で、金融(融資あつせん)事業の金額は金融機関の融資実行額である。

なお、千円未満は切捨てしている。

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は第3表のとおりである。

第3表 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A	10,616,658
	支 出 B	10,668,461
	当期収支差額 C=A-B	51,803
	前期繰越収支差額 D	81,262
	次期繰越収支差額 E=C+D	29,459
財政状態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	542,445
	固 定 資 産 G	44,543,986
	資 産 合 計 H=F+G	45,086,432
	流 動 負 債 I	512,985
	固 定 負 債 J	43,857,004
	負 債 合 計 K=I+J	44,369,990
	正 味 財 産 L=H-K	716,441
負債及び正味財産合計 M=K+L	45,086,432	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

平成20年度出資団体監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌産業流通振興協会

監査の種別 出資団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて、北海道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図り、経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額21億円のうち、20億8,000万円（出資比率99.0%）を出資している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、監査対象となった事務については次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

(1) 減価償却

公益法人会計基準が改正され、平成18年度から減価償却を行うことが義務付けられているので、これを適正に実施されたい。

(2) 財務諸表の注記及び財産目録の内容

財務諸表の注記がなく、財産目録の記載が詳細ではないので、公益法人会計基準に沿って決算書類を作成されたい。

(3) 月次決算(報告)

会計処理規程で定める「貸借対照表」を作成しておらず、現金及び預金の残高を証明する書類が添付されていないので、適正な事務の執行に留意されたい。

2 現金出納及びその他の事務

収入、支出に係る現金(預金)取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

(1) 現金出納事務

現金の保管、現金出納簿の様式等に関して以下の事例がみられたので、適切な事務処理の執行に努められたい。

ア 現金で受領した収入をまとめて銀行口座に入金しているが、事務室内で1カ月間保管している状態になっていた。

イ 釣り銭の一部で貸借対照表に含まれていないものがみられた。

ウ 現金出納簿の様式等に不備があり、月末・年度末の集計が行われていなかった。

(参 考)

財団法人 札幌産業流通振興協会の概要

この法人の主な事業は、当該法人が所有するアクセスサッポロを会場とした工業製品等の展示会、見本市等の開催及び開催の協力、産業情報の収集及び提供である。

過去3年間のアクセスサッポロの利用状況は、第1表のとおりである。

第1表 アクセスサッポロ利用状況

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
大 展 示 場 実 使 用 日 数		284日	251日	270日
大 展 示 場 使 用 率		79.1%	69.9%	75.0%
催 事 数		106件	103件	122件
業 種 別 内 訳	自動車及び自動車用品	26件	26件	33件
	雑貨・日用品	17	12	15
	建設資材・住宅機器	14	14	16
	衣料品	14	13	20
	食品・食材	12	12	11
	機械	8	8	9
	家具・インテリア	3	3	3
	その他	12	15	15

(注) 使用率(%) = 実使用日数 / 開館日数 × 100

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は第2表のとおりである。

第2表 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A	274,400
	支 出 B	275,431
	当期収支差額 C=A-B	1,031
	前期繰越収支差額 D	21,375
	次期繰越収支差額 E=C+D	20,344
財政状態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	76,273
	固 定 資 産 G	2,420,383
	資 産 合 計 H=F+G	2,496,656
	流 動 負 債 I	55,929
	固 定 負 債 J	100,007
	負 債 合 計 K=I+J	155,936
	正 味 財 産 L=H-K	2,340,720
負債・正味財産合計 M=K+L	2,496,656	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

平成20年度出資団体監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌市下水道資源公社

監査の種別 出資団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、下水道から発生する汚泥を有効な資源として再利用するため、脱水处理、焼却及びコンポスト化を行い、コンポスト等の販売を行う目的で昭和58年に設立されたものである。その後の寄附行為の改正に伴い、下水道事業に関する知識の普及啓発に関する事業、下水道施設及びその他関連施設の設置に係る調査、設計、施工等に関する事業等が加わっている。また、平成19年度から、(株)札幌道路維持公社の廃止により、アスファルト再生事業、建設発生土再生事業、アスファルト製品販売事業及び路盤再生材販売事業を継承している。

札幌市は、この法人に対し、設立時に基本財産総額2,000万円の全額を出資し、現在に至っている。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げるものを対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられたほか、アスファルト製品等販売代金の回収について意見を付している。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 現金出納及びその他の事務

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう、設計図書等関係書類を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

現金取扱事務

現金出納簿や領収書の管理において、下記の事例がみられたので、今後は、内部監査を実施するなど内部統制をさらに強化し、適切な事務の執行に留意されたい。

ア 領収書の発行と異なる課所で、現金出納簿の記載が行われているものがみられた。

イ 領収書に事前に連番の記載がなく、領収書簿冊の受払簿も作成されていなかった。

意見

アスファルト製品等の販売は、市の工事発注と連動しており、代金の滞納が続いていても、受注業者になれば製品を販売しなくてはならない仕組みとなっている。このことにより、当会社の未収金が膨らみ続けている事例がみられたので、改善策について市関係部局と協議し、確実な販売代金の回収に努められるよう望む。

(参考)

財団法人 札幌市下水道資源公社の概要

この法人の平成19年度の主な事業は、下水汚泥及び道路廃材等資源化製品の販売（独自事業）、札幌市からの委託に基づく、下水道及び道路施設並びにその他関連施設の維持管理（受託事業）、下水道科学館の管理運営業務である。

札幌市から受託して行っている主な維持管理等施設は、次のとおりである。

運 転 管 理 等 施 設 名	所 在 地
厚別水再生プラザ泥処理施設	厚別区厚別町山本
厚別コンポスト工場	厚別区厚別町山本
西部スラッジセンター	手稲区手稲山口
東部スラッジセンター	白石区東米里
下水道科学館	北区麻生町8丁目
中沼路盤材リサイクルプラント	東区中沼町

主な事業実績は第1表のとおりである。

第1表 主な事業実績

区		分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
資源 化 製 品 販 売	コン ポ ス ト	販売量 (単位 t)	粉 状	103	29	4
			粒 状	3,909	3,707	3,857
		合 計	4,012	3,736	3,861	
			すう勢比率 (16年度 = 100)	93.2	86.8	89.7
	利用区分 (単位 t)	農 業 関 係	3,013	3,049	3,260	
		市 民	183	145	155	
		緑 地 関 係	816	542	446	
	ルト ア ス フ ア	販売量 (単位 t)	再生アスファルト混合物	157,406.5	128,278.5	123,438.5
			再生骨材 型	97,170.7	86,187.1	91,635.2
		合 計	254,577.2	214,465.6	215,073.7	
路 盤 再 生 材	販売量 (単位 m ³)	再 生 砕 石	33,652.5	30,842.5	27,027.0	
		再 生 砂	27,335.0	19,356.0	18,059.0	
		合 計	60,987.5	50,198.5	45,086.0	
下科 水学 道館	入 館 者 (単位 人)		34,998	35,248	35,788	
	内訳					
	大 人	16,134	16,777	17,037		
	小 人	18,864	18,471	18,751		

(注) アスファルト並びに路盤再生材の平成17、18年度は、旧札幌道路維持公社の実績

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は、第2表のとおりである。

第2表 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支の状況	収 入 A	2,120,561
	(うち札幌市からの委託料)	(1,104,359)
	支 出 B	2,098,929
	当期収支差額 C=(A-B)	21,631
	前期繰越収支差額 D	70,581
	次期繰越収支差額 E=(C+D)	92,213
財 政 状 態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	374,549
	固 定 資 産 G	100,881
	資 産 合 計 H=(F+G)	475,431
	流 動 負 債 I	303,050
	固 定 負 債 J	30,499
	負 債 合 計 K=(I+J)	333,549
	正 味 財 産 L=(H-I)	141,881
負債・正味財産合計 M=(K+L)	475,431	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

平成20年度出資団体監査報告書

監査の対象 札幌丘珠空港ビル株式会社

監査の種別 出資団体監査

監査の範囲 主として第18期事業年度（平成19年度）の事業に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、道内ローカル航空網の拠点空港である札幌丘珠空港において、旅客ターミナルビルの設置・管理運営を事業目的として、平成2年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額4億9,800万円のうち、1億3,000万円（出資比率26.1%）を出資し、現在に至っている。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、対象となった事務については、特に指摘すべき事項はみられなかった。

1 第18期事業年度決算に係る会計事務

第18期事業年度決算に係る損益計算書、貸借対照表等の計算書類が、会社法及び当該法人が定める関係規程等に基づいて作成されているか、計数は正確か、経営成績及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 現金出納及びその他の事務

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(参 考)

札幌丘珠空港ビル株式会社の概要

この法人は空港ビルの管理運営を行っており、その主な事業は、 空港ビルの貸室業及び空港利用施設の賃貸業、 航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供、 航空思想の普及及び観光案内に関する事業等である。

第18期事業年度（平成19年度）の主な事業実績は、第1表及び第2表のとおりである。

第1表 札幌丘珠空港ビル利用状況

(単位：団体・㎡)

区 分	団体数	使用面積	備 考
地方公共団体	1	33	東警察署丘珠空港警備派出所
航 空 会 社	2	1,107	(株)エア・ニッポンネットワーク、(株)北海道エアシステム
売店・レストラン	2	121	札幌製菓(株)、(株)中央調剤
レンタカー事業	8	10	(株)トヨタレンタリース他
空港給油事業	1	40	国際航空給油(株)
そ の 他	2	33	ジーエム北都(株)、(株)日本空港コンサルタンツ
合 計	16	1,347	

(注) 1 使用面積は共用分を除いている。

2 なお、小数点以下は切捨てしているため、合計と一致しない。

第2表 札幌丘珠空港利用状況

(単位：人)

路線別旅客数	路 線	17年度	18年度	19年度	搭乗率	便数
	函 館	147,004	145,206	137,192	68.9%	8往復
稚 内	23,628	21,961	19,664	51.5%	1往復	
中標津	72,862	77,354	74,447	63.0%	3往復	
女満別	39,267	43,615	47,792	59.6%	2往復	
釧 路	92,222	96,047	90,064	55.2%	5往復	
紋 別	2,745	-	-	-	-	
合 計		377,728	384,183	369,159	61.7%	19往復
貨物取扱量		23 t	18 t	12 t		

(注) 1 乗り入れ定期航空会社は、(株)エア・ニッポンネットワーク(14往復)と(株)北海道エアシステム(5往復)の2社である。

2 搭乗率及び路線別便数は当年度の数字である。

3 貨物取扱量は暦年である。

第18期事業年度（平成19年度）の経営成績及び財政状態は第3表、株主、所有株式数及び持株比率は第4表のとおりである。

第3表 経営成績及び財政状態

（単位：千円）

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	143,327
	経 常 費 用 B	135,910
	経 常 損 益 C=A-B	7,417
	特 別 損 益 D	9,863
	法 人 税 等 E	3,804
	当 期 損 益 F=C+D-E	6,251
	前 期 繰 越 利 益 G	183,845
	当 期 未 処 分 利 益 H=F+G	177,594
財 政 状 態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 I	121,269
	固 定 資 産 J	597,444
	繰 延 資 産 K	600
	資 産 合 計 L=I+J+K	719,314
	流 動 負 債 M	21,920
	固 定 負 債 N	21,798
	負 債 合 計 O=M+N	43,719
	資 本 金 P	498,000
剰 余 金 Q	177,594	
資 本 合 計 R=P+Q	675,594	
負 債 ・ 資 本 合 計 S=O+R	719,314	

(注) 本表は損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

第4表 株主、所有株式数及び持株比率

（平成20年3月31日現在）

株 主	所有株式数（株）	持株比率（％）
札幌市	2,600	26.1
ア－ニッポン(株)	2,500	25.1
北海道	1,300	13.0
日本政策投資銀行	1,300	13.0
札幌商工会議所	862	8.6
(株)北洋銀行	498	5.0
(株)北海道銀行	450	4.5
北海道電力(株)	200	2.0
(株)札幌銀行	150	1.5
北海道瓦斯(株)	100	1.0
合 計	9,960	100.0

(注) 構成比率は小数点以下第2位を切捨てしているため、合計が100%になっていない。

平成20年度出資団体等監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌市在宅福祉サービス協会

監査の種別 出資団体監査 財政援助団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務（財政援助に係る出納その他の事務を含む。）

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、市民の参加と協力を得て、市内に居住する高齢者、心身障がい者等に対し、相互扶助の精神に基づき、低廉な料金でホームヘルプサービスを始めとする在宅福祉サービスを提供し、福祉に関する相談・助言等のサービスを提供するとともに、在宅福祉サービスに関する広報・啓発等を行い、もって市民の福祉の増進及び生活の安定を図ることを目的として、平成5年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額3,000万円のうち、1,700万円（出資比率56.7%）を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成19年度、財団の運営等に係る経費に対し、総額1億3,131万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、監査対象となった事務については次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 現金出納及びその他の事務(財政援助関係を除く。)

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、会計伝票、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

(1) 現金出納事務

出先機関である事業所において、現金の出納事務に関して以下の事例がみられたので、適切な事務処理の執行に努められたい。

ア 「仮払金」科目で保有している小口支払用の現金と、現金で受領した利用者が負担するゴム手袋代・交通費や各種サービス利用料金等の収入とが、明確に区分されていなかった。

イ 現金で受領した収入を月末まで保管し計上していたので、本部では各事業所の出納状況を随時、正確に把握しにくい状況となっていた。

3 財政援助に係る出納その他の事務

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、総勘定元帳、会計伝票、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額
事 務 局 経 費 補 助	95,968,461
協 力 員 派 遣 事 業 補 助	22,624,000
夜間対応型訪問介護実施事業費補助	12,720,000
合 計	131,312,461

(参 考)

財団法人 札幌市在宅福祉サービス協会の概要

この法人は、在宅福祉サービスの提供、在宅支援に関する広報・啓発・総合相談等、介護保険法による指定居宅サービス事業・指定介護予防サービス事業・指定居宅介護支援事業、障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業のほか、札幌市から委託を受けて各種保健福祉事業等を行っている。

最近3年間の主な事業実績は第1表のとおりである。

第 1 表 主 な 事 業 実 績

事業区分	事業内容	17年度	18年度	19年度
協力員派遣事業	世帯数	4,784	5,103	6,808
	協力員数(人)	850	826	667
訪問介護員・ 居宅介護従業者養成研修	養成者数(人)	257	119	158
介護保険法による 訪問介護事業(介護予防を含む)	利用者数(人)	32,043	29,905	28,390
居宅介護支援事業	利用者数(人)	40,117	33,348	26,430
支援費制度における 身体障害者居宅介護等事業	利用者数(人)	5,905		
知的障害者居宅介護等事業	利用者数(人)	428		
児童居宅介護等事業	利用者数(人)	234		
障害者自立支援法による 居宅介護等事業	利用者数(人)		8,090	8,645
札幌市から委託を受けて行う各種保健福祉事業				
高齢者生活支援型ホームヘルプサービス	利用者数(人)	403	363	334
難病患者等ホームヘルプサービス	利用者数(人)	119	105	94
精神障害者ホームヘルプサービス	利用者数(人)	1,213		
在宅介護支援センター事業	実態把握件数	1,422		
地域包括支援センター事業	総合相談支援件数		2,728	1,565
介護予防センター事業	総合相談支援件数		821	936
訪問指導事業	回数	8,733	4,318	2,261
要介護認定・要支援認定 訪問調査業務	訪問調査件数	34,719	45,837	48,454
子育てホ-トセンター事業	回数	8,118	8,357	9,873

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は第2表のとおりである。

第2表 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A	2,720,773
	(うち札幌市からの補助金)	(131,312)
	(うち札幌市からの委託料)	(494,707)
	支 出 B	2,742,606
	当期収支差額 C=A-B	21,832
	前期繰越収支差額 D	369,341
	次期繰越収支差額 E=C+D	347,508
財政状態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	535,754
	固 定 資 産 G	428,611
	資 産 合 計 H=F+G	964,366
	流 動 負 債 I	186,516
	固 定 負 債 J	326,542
	負 債 合 計 K=I+J	513,058
	正 味 財 産 L=H-K	451,307
負債・正味財産合計 M=K+L	964,366	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

平成20年度出資団体等監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌市防災協会

監査の種別 出資団体監査 財政援助団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務（財政援助に係る出納その他の事務を含む。）

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、防災に関する知識及び技術の普及並びに意識の高揚を図り、もって地域社会の安全の確保と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、平成6年に設立されたものである。札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額3,000万円の全額を出資し現在に至っている。

また、札幌市は平成19年度、法人の運営に係る経費に対し1,734万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、監査対象となった事務は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

会計処理に関する事務

公益法人の財務及び会計は、原則として公益法人会計基準に従って処理しなければならない。しかし、会計区分が誤っているものや貸借対照表に一部の資産が計上されていないものがみられたので、会計処理の際には、公益法人会計基準及び法人の財務会計規程に基づき適正に処理されたい。

2 現金出納及びその他の事務（財政援助関係を除く。）

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が

適正に行われているかどうかについて、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 財政援助に係る出納その他の事務

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成19年度の補助金の内容

(単位 円)

区	分	補 助 金 額
	財団法人札幌市防災協会の運営費補助	17,349,000

(参 考)

財団法人 札幌市防災協会の概要

この法人の主な事業は、札幌市からの受託事業として、火災予防の普及啓発、応急手当の普及啓発、防火管理者資格講習、防災センター要員講習、教育担当者講習、防火管理体制の検証、札幌市民防災センター運営管理業務を実施している。また収益事業として、連結送水管の放水・耐圧試験業務、少量危険物タンク試験業務、防災図書等の斡旋販売業務等を実施している。

各事業別の主な事業実績は、第1表のとおりである。

第 1 表 主 な 事 業 実 績

事業区分		事業内容	平成18年度	平成19年度	増 減
受託事業	火災予防の普及啓発	防火防災活動に関するチラシ等の作成	8件 350,000点	8件 335,000点	0件 15,000点
		F Mラジオ等の出演	12回	16回	4回
		防火指導	10,092人	13,656人	3,564人
	応急手当の普及啓発	普通・上級救命講習、普及員養成講習等	730回 21,148人	730回 20,685人	0回 463人
	防火管理者資格講習	甲種防火管理(新規・再)講習、乙種防火管理講習	22回 2,457人	19回 2,280人	3回 177人
	防災センター要員講習	防災センター要員に対する講習	39回 672人	50回 887人	11回 215人
	教育担当者講習	防火管理業務の一部受託者の教育担当者講習	1回 74人	2回 157人	1回 83人
防火管理体制の検証	防火管理体制検証業務	486件	473件	13件	
札幌市民防災センター運営管理	札幌市民防災センター展示施設の見学者の受付、案内等	847団体 56,871人	855団体 62,817人	8団体 5,946人	
収益事業	連結送水管の放水・耐圧試験	連結送水管の放水・耐圧試験業務	405件	402件	3件
	少量危険物タンク試験業務	少量危険物タンク点検	102件	62件	40件
	防災図書等の斡旋、販売業務	防災図書 住宅用防災機器等 その他防災グッズ等	18,320冊 2,103点 71,458点	16,875冊 10,527点 67,606点	1,445冊 8,424点 3,852点

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は、第2表のとおりである。

第2表 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A	314,725
	(うち札幌市からの補助金)	(17,349)
	(うち札幌市からの委託料)	(187,500)
	支 出 B	314,125
	当期繰越収支差額 C=A-B	599
	前期繰越収支差額 D	25,096
	次期繰越収支差額 E=C+D	25,695
財政状態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	55,402
	固 定 資 産 G	61,750
	資 産 合 計 H=F+G	117,152
	流 動 負 債 I	29,707
	固 定 負 債 J	1,699
	負 債 合 計 K=I+J	31,407
	正 味 財 産 L=H-K	85,745

- (注) 1 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。
- 2 本表は、総括表であり、会計区分は一般会計及び特別会計である。

平成20年度出資団体等監査報告書

監査の対象 財団法人 パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

監査の種別 出資団体監査 財政援助団体監査

監査の範囲 主として平成19年度の事業に係る出納その他の事務（財政援助に係る出納その他の事務を含む。）

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル（以下「PMF」という。）を通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、あわせて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的として、平成14年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額1億3,676万円のうち、1億円（出資比率73.1%）を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成19年度、PMF2007事業に係る経費に対し、2億2,790万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

1 平成19年度決算に係る会計事務

平成19年度決算に係る収支計算書、貸借対照表等の計算書類が、公益法人会計基準その他関係規程に基づいて作成されているか、計数は正確か、事業収支の状況及び財政状態に関する会計事実は明瞭かつ適正に表示されているかどうかについて、当該書類及び総勘定元帳等の会計帳簿を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を講ずべき事項がみられた。

旅費の支給事務

旅費の支給事務において下記の事例がみられたので、旅費規程（以下「規程」という。）に則り、適正な事務の執行に努められたい。

ア 日当の支出において、半額を支給すべきところを全額支給していたものが散見された。

イ 旅費の計算において、職務に応じた等級が規程で定められているが、適用すべき等級に誤りがあったために、日当及び宿泊料が誤った支給額になっているものがみられた。

ウ 一部宿泊料の支出において、規程で定める額と相違のあるものがみられた。

エ 出張の日程において、出張命令書兼精算書と添付された航空機搭乗券とで整合性のないものがみられた。

2 現金出納及びその他の事務（財政援助関係を除く。）

収入、支出に係る現金（預金）取扱事務及びこれに関連するその他の事務が適正に行われているかどうかについて、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 財政援助に係る出納その他の事務

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

補助金の内容

（単位 円）

区 分	補助金額
パシフィック・ミュージック・フェスティバル2007事業	227,900,000

(参 考)

財団法人 パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会の概要

この法人の主な事業は、PMFの事業主体として、世界各国から選抜した若手音楽家に対する世界最高水準の教育の実施及びその成果の発表、世界最高水準の音楽家等による演奏会の開催、一般への音楽教育の公開その他の音楽の普及に関する事業の実施である。

PMF 2007の概要は以下のとおりである。

開催期間 平成19年7月7日～平成19年8月1日(26日間)

会 場 札幌市、室蘭市、苫小牧市、旭川市、函館市、奈井江町、東京都、名古屋市、大阪市

教育部門 PMFアカデミー・オーディション(ヨーロッパ4都市、アメリカ7都市、アジア10都市の計21都市で実施)

オーケストラ・コース：受験者1,374名 合格者 115名

コンポジション・コース：受験者 23名 合格者 2名

弦楽四重奏コース：受験者 68名 合格者 12名

(17グループ) (3グループ)

計 22カ国・地域 129名

演奏会部門 演奏団体等 PMFウィーン、PMFベルリン、PMFインターナショナル・プリンシパルズ、東京クワルテット、札幌交響楽団、フィルハーモニア台湾他

開催都市 札幌市、室蘭市、苫小牧市、旭川市、函館市、奈井江町、東京都、名古屋市、大阪市

演奏会数 50回(45公演)

総入場者数 50,447名(北海道内 45,224名、札幌市内 42,820名)

音楽普及事業 教育セミナー 音楽教育に携わる教師・講師等を対象にしたセミナーであり、38名が受講した。

聴講生プログラム 教授陣によるPMFオーケストラへの指導の様子やリハーサル、ゲネプロの聴講などができるものであり、167名が参加した。

PMF青少年のための音楽会 小中学生とその保護者を対象とし、青少年が優れた音楽に接する機会を提供するための演奏会を開催した。

平成19年度の事業収支の状況及び財政状態は下表のとおりである。

事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A (うち札幌市からの補助金)	964,507 (227,900)
	支 出 B	962,688
	当期収支差額 C=A-B	1,819
	前期繰越収支差額 D	33,349
	次期繰越収支差額 E=C+D	35,168
財政状態 (平成20年3月31日現在)	流 動 資 産 F	47,809
	固 定 資 産 G	359,428
	資 産 合 計 H=F+G	407,238
	流 動 負 債 I	12,508
	固 定 負 債 J	0
	負 債 合 計 K=I+J	12,508
	正 味 財 産 L=H-K	394,730
負債及び正味財産 M=K+L	407,238	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切り捨てている。

平成20年度公の施設指定管理者監査報告書

監査の対象 パーク二四株式会社

監査の種別 公の施設指定管理者監査

監査の範囲 主として平成19年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、駐車場関連機器の製造、設計施工・販売を目的として、昭和46年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市北一条駐車場の維持管理を平成18年度からこの法人に行わせている。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、管理業務協定書に基づく義務の履行は適正に執行されているかどうか、公の施設の維持管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、公の施設の指定管理に係る協定書、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘する事項はみられなかった。

平成19年度の利用料金の収入額及び市に対する納付額

(単位 円)

公の施設名	利用料金収入額	市に対する納付額
札幌市北一条駐車場	154,539,100	95,026,865

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

(参 考)

札幌市北一条駐車場の利用状況(平成19年度)

利用施設	利用車両数	
札幌市北一条駐車場	普通自動車等	257,767台
	二輪車	5,677台

平成20年度財政援助団体等監査報告書

監査の対象 財団法人 札幌市職員福利厚生会

監査の種別 財政援助団体監査 公の施設指定管理者監査

監査の範囲 主として平成19年度における財政援助及び公の施設指定管理に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、札幌市の事務事業の推進に協力するとともに、市政運営の基盤となる札幌市職員等の福利厚生を増進を図り、もって札幌市民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

主な事業として、会員に対する元気回復のための事業、札幌市民の便益に資するための売店及び食堂等の経営に関する事業、札幌市職員会館の管理運営等を行っているほか、札幌市は、公の施設である札幌国際交流館の管理運営を、平成18年度からこの団体に行わせている。

札幌市は平成19年度、この法人の事業に係る経費に対し、3億6,021万円の交付金及び7,030万円の補助金を交付するとともに、公の施設である札幌国際交流館の管理運営に要する経費として、6,490万円を支出している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

なお、この法人の財政状況は、会員の減少等により今後とも厳しい状況が続くと予想されることから、これまで以上に事業内容の点検・見直しを行うとともに、事務事業についてコスト意識の徹底と効率化・合理化の推進に一層努められるよう期待する。

1 財政援助に係る出納その他の事務

交付金等が交付目的に従って適正に使用されているかなど財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、交付金等の交付決定通知書、総勘定元帳、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

契約に関する事務

業務委託契約事務に関して、以下の事例がみられたので、見直しを図り、適切な事務の執行に努められたい。

- ア 積算額の算定に当たり、仕様書に明記していない業務の見積りを徴取し、これを積算していたため、積算額の誤りがみられた。
- イ 積算額の算定に当たり、業者1社からしか見積書を徴取しておらず、また当該見積書も保存していないことから、算定根拠が明確でないものがみられた。
- ウ 仕様書において、作業員の常駐の要・不要、作業人数等の指示が不明瞭なもの、また報告書においては、仕様書で義務づけた業務点検・修繕結果等が行われていないものなどがみられた。

交付金・補助金の内容

(単位 円)

区 分	金 額
札幌市職員福利厚生会交付金	360,218,778
札幌市職員福利厚生会補助金	70,307,378
合 計	430,526,156

2 公の施設指定管理に係る出納その他の事務

管理業務協定に基づく義務の履行は適正に行われているかなど、公の施設の維持管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、指定管理に係る協定書、総勘定元帳、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、上記1に記載した事項と同一の改善等の措置を要する事項がみられた。

平成19年度の管理費用の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額
札幌国際交流館	64,908,573	14,807,686

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

(参 考)

札幌国際交流館の利用状況

(単位 人)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
体育室	総合利用	336	470	452
	体育室	29,862	33,126	26,525
プール	プー ル	44,960	49,209	42,790
	小 計	75,158	82,805	69,767
ライラックホール		17,087	15,272	14,332

(注) 総合利用は、体育室とプールを利用できる。

平成20年度財政援助団体等監査報告書

監査の対象 社会福祉法人 常徳会

監査の種別 財政援助団体監査 公の施設指定管理者監査

監査の範囲 主として平成19年度における財政援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的とした社会福祉事業を行うために、昭和28年に設立されたものである。

当法人は、市内で白石興正保育園ほか3保育園、興正学園（児童養護施設）及び興正こどもセンターの設置運営を行っている。この他に、札幌市は公の施設である札幌市青葉乳児保育園の管理運営を、平成18年度からこの法人に行わせており、平成19年度は、その管理業務に要する管理費用として7,547万円を支出するとともに、法人の運営等に係る経費に対し、総額9,054万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、監査対象となった事務については、特に指摘すべき事項はみられなかった。

1 財政援助に係る出納その他の事務

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成19年度の補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額
保育所運営費補助	7,124,477
調理員パート雇用費等補助	5,144,200
予備保育士雇用費等補助	28,616,595
保育所歯科検診補助	93,580
産休等代替職員費補助	870,240
開所時間延長促進事業費補助及び延長保育促進事業費補助	30,298,850
一時保育促進事業費補助	2,757,800
障害児保育事業費補助	4,234,000
児童養護施設運営費補助	805,122
児童家庭支援センター運営費補助	9,423,000
社会福祉施設整備資金借入利子補助	1,175,869
合 計	90,543,733

2 公の施設の管理に係る出納その他の事務

管理業務協定に基づく義務の履行は適正に行われているかなど、公の施設の維持管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、指定管理に係る協定書、総勘定元帳、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘する事項はみられなかった。

平成19年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公 の 施 設 名	管理費用の額	利用料金収入額
札幌市青葉乳児保育園	75,476,310	-

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

平成20年度財政援助団体等監査報告書

監査の対象 社会福祉法人 発寒子どもの園

監査の種別 財政援助団体監査 公の施設指定管理者監査

監査の範囲 主として平成19年度における財政援助及び公の施設指定管理に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この団体は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的として、昭和45年に社会福祉法人の認可を受けたものである。

当団体は、西発寒保育園の設置経営を行っているほか、公の施設である札幌市二十四軒南保育園の管理運営を、札幌市は平成18年度からこの団体に行わせており、平成19年度は、その管理業務に要する費用として1億178万円を支出するとともに、市内2保育園の運営等に係る経費に対し、総額4,153万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、対象となった事務については、特に指摘すべき事項はみられなかった。

1 財政援助に係る出納その他の事務（公の施設指定管理関係を除く。）

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

○ 補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額
保育所運営費補助	2,364,796
調理員パート雇用費補助	2,269,500
予備保育士雇用費等補助	9,396,945
保育所歯科検診補助	56,790
開所時間延長促進事業費補助及び 延長保育促進事業補助	24,111,810
地域活動事業費補助	1,500,000
障害児保育事業費補助	995,570
一時保育事業費補助	755,400
施設整備資金借入利子補助	81,600
合 計	41,532,411

2 公の施設指定管理に係る出納その他の事務

管理業務協定に基づく義務の履行は適正に行われているかなど、公の施設の維持管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、指定管理に係る協定書、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成19年度の管理費用の内容

(単位 円)

公 の 施 設 名	管 理 費 用 の 額
札幌市二十四軒南保育園	101,788,650

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

平成20年度財政援助団体監査報告書

監査の対象 株式会社 北海道フットボールクラブ

監査の種別 財政援助団体監査

監査の範囲 主として第12期事業年度（平成19年1月1日から同年12月31日）の財政援助に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、プロサッカーチーム「コンサドーレ札幌」の経営、サッカーその他スポーツ選手の養成及び指導並びに管理業務等の事業を営むため、平成8年に設立されたものである。その主な事業は、プロサッカーチームによる試合興業、クラブ商品等の販売、サッカーの普及事業及び地域交流事業である。

札幌市は平成19年度、この法人の事業に係る経費に対し、9,542万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、補助金が交付目的に従って適正に使用されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により補助金交付決定通知書、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果、対象となった事務については、特に指摘すべき事項はみられなかった。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額
(株)北海道フットボールクラブ事業費補助	90,000,000
厚別公園競技場利用補助	5,442,000
合 計	95,422,000

平成20年度財政援助団体監査報告書

監査の対象 社団法人 札幌市私立保育所連合会

監査の種別 財政援助団体監査

監査の範囲 主として平成19年度における財政援助に係る出納その他の事務

監査の期間 平成21年1月8日から同年3月25日まで

監査の結果

この法人は、札幌市内における児童福祉法による民間保育事業の意欲的、かつ永続的な充実発展の基盤を確立し、もって児童福祉の推進に寄与することを目的として、昭和47年に設立されたものである。その主な事業は、民間保育施設の整備、経営を推進する事業、施設職員の研修及び指導等である。

札幌市は平成19年度、この法人の事業に係る経費に対し、3,100万円の補助金を交付している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に行われているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられた。

1 財政援助に係る出納その他の事務

補助金が交付目的に従って適正に使用されているかなど、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて、補助金交付決定通知書、預金出納簿、預金通帳、支出証ひょう等関係書類を抽出して検査した結果、次のとおり改善等の措置を要する事項がみられた。

現金等支出事務

現金やウィズユーカードの交付時において、受領者からの領収印等を徴していないものが多数みられたので、今後は適切に処理されるよう努められたい。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額
損 害 賠 償 責 任 保 険 料 補 助	1,309,550
特 殊 健 康 診 断 費 補 助	13,824,026
私 保 連 運 営 費 補 助	8,078,625
私 保 連 共 同 研 修 費 補 助	7,789,500
計	31,001,701